

被災者の公営住宅への 一時入居について

国土交通省住宅局
住宅総合整備課

公営住宅の一時利用状況

○ 公営住宅の一時利用状況について (平成23年10月17日時点)

	被災者へ提供可能な空き室の状況	入居決定状況
公営住宅	約24,000戸	約7,400戸

○ 公営住宅の一時利用状況について (平成23年10月17日時点)

都道府県名	延べ提供可能戸数	入居決定戸数	都道府県名	延べ提供可能戸数	入居決定戸数
北海道	2,190	351	滋賀県	109	41
青森県	300	169	京都府	328	169
岩手県	385	152	大阪府	2,873	314
宮城県	495	373	兵庫県	2,187	266
秋田県	101	80	奈良県	164	37
山形県	141	62	和歌山県	276	21
福島県	613	383	鳥取県	147	25
茨城県	788	465	島根県	299	47
栃木県	383	183	岡山県	325	86
群馬県	498	297	広島県	616	93
埼玉県	555	254	山口県	461	28
千葉県	119	94	徳島県	265	23
東京都	1,150	908	香川県	186	23
神奈川県	721	580	愛媛県	147	33
新潟県	372	210	高知県	439	27
富山県	307	102	福岡県	816	128
石川県	346	116	佐賀県	101	16
福井県	150	53	長崎県	340	30
山梨県	337	98	熊本県	321	26
長野県	435	138	大分県	273	45
岐阜県	615	80	宮崎県	157	31
静岡県	404	172	鹿児島県	399	30
愛知県	815	391	沖縄県	166	49
三重県	230	65	合計	23,845	7,364

公営住宅情報センターの設置について

被災者が入居可能な公営住宅等に関する情報の一元的提供、被災者からの入居申込みの地方公共団体等への取次ぎを実施。

【経緯】

- ・ 3月22日 設置（公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅に限る。）
- ・ 3月28日 被災者が個々に契約する民間賃貸住宅、国家公務員宿舎及び雇用促進住宅の取扱い開始。情報センターのホームページ開設。

対象者

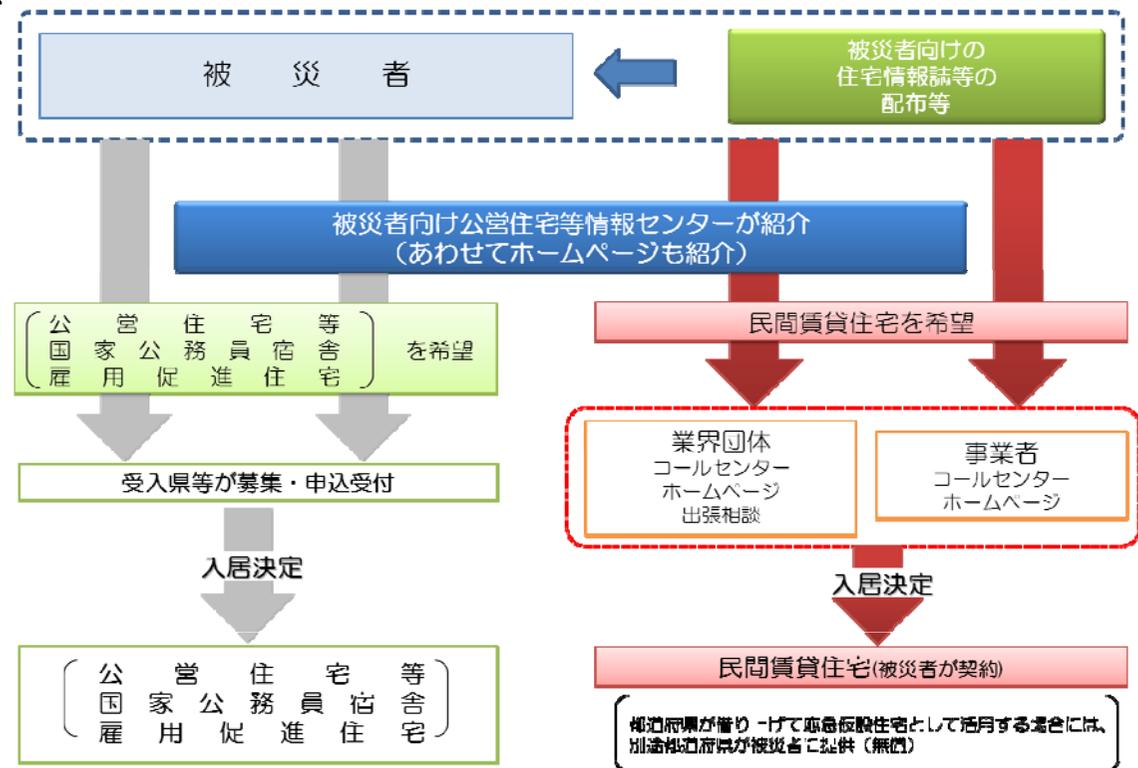
東日本大震災の被災者の方（具体的には、以下のとおり）

- ・ 東北地方太平洋地震、津波等による被災者
- ・ 福島第一原子力発電所及び同第二発電所の事故に伴う避難指示等の対象者等

入居申込みの対象となる住宅

- 地方公共団体が管理する公営住宅、改良住宅その他の公的賃貸住宅
- 地方住宅供給公社が管理する賃貸住宅
- 独立行政法人都市再生機構（UR）が管理する賃貸住宅
- 被災者が個々に契約する民間賃貸住宅
- 国家公務員宿舎
- 雇用促進住宅

被災者向け公営住宅等情報センターの役割について



公営住宅を応急仮設住宅として取り扱う場合の関係通知等

I. 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて」(平成23年3月12日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)

被災者の一時的な入居については、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行うよう周知。

II. 「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る応急仮設住宅として公営住宅等を活用することについて(情報提供)」(平成23年3月28日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)

厚生労働省社会・援護局総務課長通知(「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力引用について(その3)」)において、公営住宅を応急仮設住宅等として活用できることを周知。
「被災地でない都道府県が災害救助法に基づく応援救助を実施している場合に、災害救助法が適用された市町村からの避難者のために、公営住宅等を活用して、災害救助法に基づく避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも、国庫負担の対象となるので、積極的に被災者の受入れに当たられたい。」

III. 「東北地方太平洋沖地震等の被災者向け公営住宅等への一時入居に係る取扱いについて(情報提供)」(平成23年5月23日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)

厚生労働省から、岩手県、宮城県、福島県(以下「被災3県」という。)の災害救助法主管部(局)長にあて、県外などの遠方の応急仮設住宅等に一時的に入居されている方々について、避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、地元の応急仮設住宅への入居を認めることとしても差し支えない旨の通知がなされたことを周知。

IV. 「東日本大震災に係る応急仮設住宅等として公営住宅等を活用することについて(情報提供)」(平成23年8月4日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)

公営住宅に一時入居している被災者の暑さ対策について、各事業主体において、地域の実情や被災者の状況等を踏まえ、引き続き、適切に対応していただくよう要請。
あわせて、エアコン等の設置については、災害救助法の枠組みを活用することにより、費用の求償も可能となっていることを周知。

公営住宅の一時利用について（今後の課題等）

- 現在のところは、多くの事業主体において公営住宅の「目的外使用」により被災者向けの提供を実施中
 - ← 提供に係る費用は事業主体が負担
- 今後は、必要に応じて災害救助法に基づく「応急仮設住宅」として位置づけた上で被災県への費用の求償を行うことも想定される。
 - ← 提供に係る費用は被災県が負担

(参考) 応急仮設住宅として位置づけている都道府県等について

都道府県・政令市のうち18事業主体において、応急仮設住宅として位置づけ済(平成23年10月12日時点)。

< 求償する費用について(予定も含む) >

家賃：8事業主体

エアコン等設備機器設置費用：15事業主体

原状回復費用：8事業主体

民間賃貸住宅の借り上げについて

- 東日本大震災においては、平成23年10月13日時点で60,521戸の民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げているところ
- 今後の災害においても、被災者向けの仮住まいを確保する手法として有効
- 民間賃貸住宅を災害時に円滑に借り上げるためには、平常時から体制整備を図ることが重要であり、今回の対応も踏まえ、国土交通省、厚生労働省、都道府県及び関係業界団体等による勉強会を設置予定

<勉強会のテーマ(イメージ)>

◆ 災害時の借上に係る事前の体制整備について

関係業界団体との実効性のある協定制度※、借り上げ対象となりうる住宅の事前確保、借上条件設定方法など

※ 23都道府県において宅建業団体と災害時に借上に係る協定を締結中。東日本大震災においても福島県では協定を締結していたが有効に機能しなかった。

◆ 災害時における対応について

契約事務等の処理体制、民間賃貸住宅の検査・修繕について

◆ 借上期間終了後の対応について